

当院の施設基準および診療報酬加算についての掲示

①当院は厚生労働大臣の定める基準に基づいて診療を行っている保険医療機関です

- ・ 難病指定医療機関(難病の患者に対する医療等に関する法律)
- ・ 生活保護法及び中国残留邦人等支援法による医療機関
- ・ 被爆者一般疾病医療機関(原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律)
- ・ 労災保険指定医療機関(当同社災害補償保険法)

②基本診療料の施設基準などに係る届出

○医療情報取得加算

当院では、診療情報を取得する体制として、オンライン資格確認システムを利用し、診療情報を取得・活用することにより、質の高い医療の提供に努めています

厚生労働省が定めた診療情報算定要件に従い、下記の通り医療情報取得加算を算定します

初診	現行保険証・マイナ保険証 提示有無に関わらず	1点
再診 (3ヶ月1回)	現行保険証・マイナ保険証 提示有無に関わらず	1点

○医療DX推進体制整備加算

当院では医療DX推進体制の整備について以下の対応を行っています

- ・ 医療費のオンライン請求を導入しています
- ・ オンライン資格確認を行う体制を有しており、マイナンバーカードによる保険情報の取得とともに、受診歴、内服歴、特定健診情報など必要な情報を取得、診察室で閲覧または活用して、質の高い医療の提供に努めています
- ・ 電子処方箋発行に対応しています
- ・ 電子カルテ情報共有サービスを活用する体制を整備中です
- ・ マイナンバーカードの保険証利用について、お声がけやポスター掲示を行っています

厚生労働省が定めた診療報酬算定要件に従い、医療DX推進体制整備加算を月1回に限り算定いたします
今後も正確な情報の取得、活用のため、マイナ保険証の利用にご協力お願いいたします

○一般名処方加算

当院では後発医薬品のある医薬品については特定の医薬品名を指定せず、薬剤の成分をもとにした一般的な名称により処方箋を発行し、厚生労働省が定めた診療報酬算定要件に従い、一般名処方加算を算定いたします

一般名処方により、特定の医薬品の供給が不足した場合でも必要な医薬品が提供しやすくなりますが、同じ成分であっても個々の使用感は異なるため、特定の医薬品を希望される際には院長にご相談ください

○夜間早朝等加算・時間外加算

当院は平日（木曜日除く）の9:00～12:30、15:00～18:00 及び土曜日の9:00～12:00、14:00～17:00を診療時間と定めています

厚生労働省の規定により、平日18:00以降・土曜日12:00以降・日曜日は終日「夜間・早朝等加算」（50点）が初診・再診に関わらず適用されますのでご了承ください

また、当院が標榜している診療時間外に受診された場合は、時間外加算（時間外・夜間・休日加算）が適用されます

③個別の診療情報のわかる明細書の発行について

- ・当院では医療の透明化や患者様への情報提供を推進する観点から、領収証を発行する際に個別の診療報酬の算定項目のわかる明細書を併せて発行しています
- ・公費が適応され自己負担のない方でも、生活保護を受給中の方には無償で明細書を発行しています
- ・明細書には薬剤や検査の名称が記載されますが、ご家族など代理の方が会計を行う場合など、発行を希望されない場合には、その旨を会計窓口でお伝えください